

令和5年度宮内庁調達改善計画の年度末自己評価結果（概要）

1 一者応札の改善

（取り組み）

- （1）入札公告後5開庁日経過時点で入札説明書受領者が2者以下の場合、事業者へ積極的に入札案内を行う。
- （2）一般競争入札に関して、入札公告を開庁日12日間以上公告する。
- （3）一者応札が継続している案件について、受注可能事業者が1者と想定される場合には、公募に移行することを検討する。

（結果）

前年度下半期に一者応札であった案件のうち、1件の入札案件が複数者応札に改善した。一者応札が継続していて、受注可能事業者が1者と想定される案件は無かったため、今期は公募への移行を行っていない。

2 指名競争入札の改善

（取り組み）

- （1）事業者の受注能力を事前に把握し、応札意思のある事業者を指名することで、入札辞退事業者を抑制し、競争性を高める。

（結果）

前年度下半期と同様、辞退事業者の抑制が見られ、応札率は高水準を維持した。

3 調達改善に向けた審査・管理の充実

（取り組み）

- （1）一者応札案件について、事業者へのヒアリングや調達案件の特殊性等を調査した上で要因分析を行い、一覧表を作成し、庁内において共有する。

（結果）

一者応札案件の一覧表を作成し、庁内に共有した。一者応札とならないよう、仕様書の内容をより具体的に記載するよう心掛けた。

4 調達事務のデジタル化の推進

（取り組み）

- （1）電子入札案件数を高めるため、これまで紙入札対応としていた一部案件について電子調達システムへ移行できるか検討を行う。

（結果）

従来、紙入札対応としていた工事案件について、下半期は試験的に地方支分部局では8件を、電子入札にて実施した（本庁においては、上半期の試験導入時に電子入札システムの構造上、システムのみで業務が完結しえないことが判明したため、下半期は電子入札実施を見送った。）。